

○恵庭市中学生対象自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

令和8年1月30日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内中学校に在籍する生徒及びその保護者等の内、学校管理下において使用する自転車用ヘルメットを購入した者に対し、予算の範囲内で自転車用ヘルメットの購入費の一部又は全額を補助し、自転車用ヘルメットの着用を推進することで交通死亡事故のリスクを低減させるとともに、補助金交付に関し必要な事項を定め、事業を円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売店 市内に所在する店舗をいう。ただし、インターネット販売及びフリーマーケット等の個人間取引は除く。
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、自転車用ヘルメットの使用者を現に監護する者、自転車用ヘルメットの使用者の親族で、社会通念上、使用者を保護する責任がある者、未成年後見人等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する自転車用ヘルメットの使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、使用者の自転車用ヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は使用者の使用する自転車用ヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 市内の中学校に在籍している者
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けていない者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 在籍校から自転車通学を認められた者(生活保護受給中の世帯員を除く。)
 - イ 学校管理下の部活動に所属しており、かつ就学援助または生活保護を受給中の世帯員である者

- (4) 恵庭市暴力団排除条例(平成26年条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者

(対象ヘルメット)

第4条 本事業の対象となる自転車用ヘルメットは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された新品のものであること。
- (2) 市内の販売店で購入したものであること。
- (3) 令和8年4月1日以降に新規で利用するために購入したものであること。
- (4) 次のいずれかの安全性の認証を受けたものであること。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCE(EN1078)マーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSC(1203)マーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、教育委員会
が認めるもの

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、恵庭市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市の指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該補助金の申請者及び自転車用ヘルメットの使用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの
- (2) 市内の販売店にて自転車用ヘルメットの経費の支払手続が完了したことを証する書類の写し
- (3) 第4条第4号アからカに掲げる認証の確認ができるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- (5) 誓約書兼同意書

(補助金の交付決定等)

第6条 教育委員会は、補助金等の交付申請があったときは当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきと認めたときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の審査により、補助金等を交付することが適当でないとき、補助金等不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「受給者」という。)は、速やかに教育委員会の別に指定する様式により請求書を提出するものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は3千円を上限とし、第4条に規定する自転車用ヘルメットの経費が3千円以上の場合は3千円を、3千円未満の場合には全額を交付する。ただし、百円未満の端数については切捨てとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 教育委員会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等交付決定(全部・一部)取消し通知書(様式第4号)により通知し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は期限を定め既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他教育委員会が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(検査)

第10条 教育委員会は、自転車用ヘルメットについて受給者に対し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 受給者は、補助金の交付対象となった自転車用ヘルメットについて、適正に使用し、

1年間は補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災等による破産等、受給者の責めに帰すべき事由以外の事由で自転車用ヘルメットを処分するとき。
- (2) 受給者の病気等の事由により自転車の利用が困難になったとき。
- (3) その他教育委員会が認めたとき。

(免責)

第12条 教育委員会は、自転車用ヘルメット使用時等に発生した事故、故障等について、その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

様式第1号(第5条関係)

恵庭市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書

年 月 日

恵庭市教育委員会 様

| | |
|-------|-------|
| 補助申請者 | |
| 住所 | 〒 — |
| | |
| フリガナ | |
| 氏名 | 印 |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 電話番号 | () — |

恵庭市中学生対象自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

| | | | |
|---|---|-------|---------|
| ヘルメットの使用者 | | | |
| フリガナ | | 生年月日 | 申請者との関係 |
| 氏名 | | 年 月 日 | |
| 在籍校(年組) | 中学校 | 年 | 組 |
| 補助申請金額 | 添付書類(レシート・領収書等)のとおり ※3千円未満の場合、百円未満の端数を切り捨てた額 | | |
| 補助対象要件 A、B、Cいずれかにチェック | | | |
| <input type="checkbox"/> A 在籍校から自転車通学を認められた方。(生活保護を受給中の世帯員の方を除く。) | | | |
| <input type="checkbox"/> B 学校管理下の部活動に所属しており、かつ就学援助を受給中の世帯員である方。 | | | |
| <input type="checkbox"/> C 学校管理下の部活動に所属しており、かつ生活保護を受給中の世帯員である方。 | | | |

●添付書類

- (1)申請者及び使用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの
- (2)市内の販売店にて補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類(レシート・領収書等)の写し(購入金額、店名、日付、購入品名が確認できるもの)
- (3)安全認証マークが確認できるもの(安全認証マークが写った自転車用ヘルメットの写真、保証書など)

※写真等、不鮮明なものについては再提出を依頼する場合があります。

誓約書兼同意書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】次の事項を確認し、誓約します。

- この書類に記載した自転車用ヘルメットの使用者は、過去にこの補助金の交付は受けていません。
- この書類に記載した自転車用ヘルメットの使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 購入した自転車用ヘルメットは事業開始年度に新規で利用するために市内販売店で購入した新品であり、中古品(未使用品含む)ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。
- 購入した自転車用ヘルメットを1年以上使用します。
- 恵庭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものではありません。
- 補助金の交付を受けた自転車用ヘルメットの使用時などに発生した事故、故障等について、恵庭市教育委員会が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。

【同意事項】次の事項を確認し、同意します。

- この書類等により恵庭市教育委員会が入手する個人情報に関し、この補助金の目的の範囲内において使用されることについて同意します。
- この補助金の交付事務に必要な内容に関し、各関係機関(在籍校、恵庭市の就学援助制度・生活保護制度所管課)に照会することについて同意します。

年 月 日

(申請者)

氏名

補助金交付決定通知書

第 号指令

年 月 日

様

恵庭市教育委員会

件名 恵庭市自転車用ヘルメット購入費補助金交付

年 月 日に申請のあった上記件名の補助金等の交付について、恵庭市中学生対象自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象品目： 自転車用ヘルメット

2 補助対象品目購入費用： 円

3 補助金等交付決定額： 円

4 留意事項

- ・同封した請求書に必要事項を記入し、振込先口座の情報が確認できるものの写しを添えて、月日必着で恵庭市教育委員会に提出してください。
- ・恵庭市中学生対象自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、対象者の規定、対象ヘルメットの規定等に違反がある場合には、補助金交付後でも補助金を返還していただくことがあります。

様式第3号(第6条関係)

補助金不交付決定通知書

第 号指令

年 月 日

様

恵庭市教育委員会

件名 恵庭市自転車用ヘルメット購入費補助金交付

年 月 日に申請のあった上記件名の補助金等の交付については、交付しないことに決定したのでここに通知します。

記

交付しない理由：

様式第4号(第9条関係)

補助金交付決定(全部・一部)取消し通知書

第 号指令

年 月 日

様

恵庭市教育委員会

件名 恵庭市自転車用ヘルメット購入費補助金交付

年 月 日付 第 号指令で交付決定した上記件名に係る補助金等については、交付決定の(全部・一部)を取り消したので通知します。

記

取り消した理由 :